



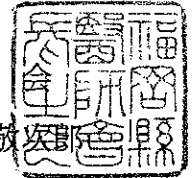
福岡医発第2218号(地)

平成15年 3月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の
輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令について

時下貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より通知がありました
のでお知らせいたします。

つきましては、貴職におかれましてもご了知いただきますとともに、貴会会員
に対し周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

14健結第417号
平成15年3月6日

福岡県医師会長
福岡県歯科医師会長
福岡県病院協会长
福岡県私設病院協会长
福岡県精神科病院協会长
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の
輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令について

平成15年2月5日付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、平成15年3月1日から施行されることに伴い、別添（写）のとおり厚生労働省より通知がありました。

つきましては、貴会員に周知していただきますようお願いいたします。

問い合わせ

福岡県保健福祉部健康対策課

結核感染症係 大賀

TEL 092-643-3268

FAX 092-643-3271



事 務 連 絡

平成15年2月25日

各〔都道府県
政 令 市
特 別 区〕動物由来感染症担当者 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課獣医衛生係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令について

平成15年2月5日付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）の一部を改正する政令」（平成15年政令第35号）が公布され、平成15年3月1日付けで施行でされることに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令」（平成15年厚生労働省／農林水産省令第1号）が、別紙のとおり、平成15年2月25日付けで公布され、平成15年3月1日付けで施行されるので御了知願います。

また、別添のとおり、農林水産省生産局畜産部衛生課より連絡がありましたので、併せて御了知願います。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令(平成十一年厚生省・農林水産省令第二号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(輸入禁止地域) 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第五十四条第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。		(輸入禁止地域) 第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第五十四条第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。	
指定動物	地 域	指定動物	地 域
サル	次に掲げる地域以外の地域 一 アメリカ合衆国 二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国	サル	一 アメリカ合衆国 二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国
ブリーダーダッグ	すべての地域		

事 務 連 絡

平成15年2月25日

厚生労働省健康局結核感染症課長 殿

農林水産省生産局畜産部

衛 生 課 長

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部
を改正する省令の通知について

平成15年2月5日付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第35号）」が公布されたことに伴い（平成15年3月1日施行）、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省・農林水産省令第1号）」が定められたことにより、「感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部を改正する省令（平成15年農林水産省令第9号）」が、別紙のとおり、平成15年2月25日付けで公布され、平成15年3月1日付けで施行されますのでお知らせいたします。

ついては貴課関係機関あて周知方お願いいたします。

○感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正前

改正後

第四条（略）	
指定動物	サ ル
地 域	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年 厚 生 省 令 農林水産省令 第二号）第一条の表の下欄の第一号及び第二号に掲げる地域（以下「輸入可能地域」という。）のうち第二号に掲げる地域
事 項	一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上 の 保 留 による検査を受けたこと。 二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上 の 保 留 による検査を受けたこと。

第四条（略）	
指定動物	サ ル
地 域	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年 厚 生 省 令 農林水産省令 第二号）第一条の表の下欄に掲げる地域（以下「輸入可能地域」という。）の第一号に掲げる地域
事 項	一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上 の 保 留 による検査を受けたこと。 二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上 の 保 留 による検査を受けたこと。

官報

財務省印刷局発行

目次

(省 令)

○電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令
(総務三)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令
(厚生労働・農林水産一)

○感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部を改正する省令(農林水産九)

(告 示)

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第九条第一項の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定した件の一部を改正する件(内閣府一)

○指定証明機関を指定した件(総務一五二)

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(同一五二)

○郵便局に関する件

(郵政事業六七〇七二)

○日本国に帰化を許可する件(法務一〇二)

○国際連合安全保障理事会決議第四百五十四号(イラクに対する制裁に関する決議)に関する件(外務六五)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁一)

○地すべり防止区域を指定する件(農林水産一八三〇一八六)

○高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件(経済産業四)

○中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件(同四二)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件(国土交通一四八、一四九)

○門司船舶通商航路号所に関する告示の一部を改正する件(海上保安庁四八)

○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する件(同四九)

○道路に関する件

(北陸地方整備局一五)

○浄化槽の型式を認定した件(九州地方整備局二四)

(国会事項)

(人事異動)

内閣府 国家公安委員会 防衛庁 総務省 財務省

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

公調委平成十四年(乙)第一号青森県津軽国定公園特別地域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件の審理(公害等調整委員会公示一)

郵便振替法第二十三条の二の規定に基づき通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱いをする口座の指定(郵政事業庁)

法 務

再審による無罪判決の公示(熟慮簡易裁判所)

(資 料)

閣議決定等事項

機械受注統計調査報告(平成十四年十二月)(英経(内閣府))

(公 告)

諸事項

官 庁

財団、公示送達、法人設立許可取消処分、建設業の営業の停止命令関係裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、会社更生、再生関係

地方公共団体

公債抽せん、公債償還(東京都、解散命令、教育職員免許状失効関係会社その他)

省 令

○総務省令第三十一号

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令(以下に定める。平成十五年二月二十五日)

総務大臣 片山虎之助

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電波法に規定する指定機関を指定する省令(平成十三年総務省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四 株式会社ケミックス

イ 住所 東京都大田区上池台一丁目十四番十八号

指定区分 第一種特定無線設備

附 則 この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十四条第一号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年二月二十五日

厚生労働大臣 坂口 力

農林水産大臣 大島 理森

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令

令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令(平成十年厚生省令第二号)の

一部を次のように改正する。

農林水産省令第二号)の一

